

GLP 投資法人第 15 回無担保投資法人債
(別称:GLP サステナビリティボンド)の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社(取締役社長:飯田 浩一)は、GLP 投資法人が発行するサステナビリティボンド(以下「本サステナビリティボンド」といいます。)の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本サステナビリティボンドで調達された資金は、その全額を、サステナビリティ適格資産の基準を満たす特定資産の取得資金または当該特定資産の取得に要した借入金の返済に充当する予定です。

GLP 投資法人は、サステナビリティボンドの発行を含むサステナビリティファイナンス実施のために「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines) 2018」^{※1}、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles) 2018」^{※2}、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles) 2018」^{※3}、および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020年版)」^{※4}に即したサステナビリティファイナンスフレームワークを策定し、その第三者評価として株式会社日本格付研究所から「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」^{※5}の最上位である「SU1(F)」の評価を取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場における ESG(環境・社会・ガバナンス)債の専門的な情報収集、お客さまの ESG 債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後 2019年 からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際 NGO である Climate Bonds Initiative^{※6}とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はサステナビリティボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまの ESG 債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、ESG をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)により策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいいます。
- ※2 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間 団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行にかかるガイドラインをいいます
- ※3 「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間 団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行にかかるガイドラインをいいます。
- ※4 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020年版)」とは、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)等により2018年に策定されたグリーンローン原則及び2019年に策定されたサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮し、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的に、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます
- ※5 「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」とは、JCR の定義するソーシャルプロジェクトまたはグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金用途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取組みの程度に対する JCR による第三者評価をいいます。なお、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。
本サステナビリティボンドの「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」は、以下の JCR のホームページに掲載されています。<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>
- ※6 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っています。